

2021 年 1 月 28 日

お客さま各位

株式会社みなと銀行

「新型コロナウイルス感染症」拡大により影響を受けている事業者の皆さまへ (No. 10)
～大阪府中小企業融資制度の融資限度額拡充について～

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
5 月 1 日より取扱中の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の引上げについて、下記の通りご案内させていただきます。本件につきましては、お取引店舗へご相談下さい。

記

「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額拡充

【概要】

大阪府において取扱中の中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を現行の 4,000 万円から 6,000 万円に引上げ。

【詳細】

①施行日 2021 年 1 月 28 日（但し、2021 年 1 月 29 日保証承諾分から適用）

②中小企業融資制度の概要

名称	新型コロナウイルス感染症対応資金
融資対象	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、次の（１）～（３）のいずれかの認定を受けた者 （１）セーフティネット保証 4 号 （２）セーフティネット保証 5 号 （３）危機関連保証
融資限度額	<u>6,000 万円（拡充前 4,000 万円）</u>
融資期間	10 年（据置 5 年）以内
利率	年 1.2%（固定） 但し、貸付から 3 年の間に生じる利子については、別に定めるところにより、大阪府から金融機関に対し、補給を行うものとする。 ●個人事業主（小規模企業者のみ） ・売上高 5%以上減少の場合、保証料・金利（当初 3 年間）とも補助 ●法人、個人事業主（小規模企業者以外） ・売上高 15%以上減少の場合、保証料・金利（当初 3 年間）とも補助 ・売上高 5～15%未満減少の場合、保証料 2 分の 1 補助
信用保証料	年 0.85% 但し、経営者保証免除対応適用の場合は年 1.05%（※1）（※2）
資金使途	設備資金・運転資金

(※1)

融資対象（1）～（3）に係る、市町村長の認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者、及び融資対象（2）の認定において、申込人が個人事業主かつ小規模企業者である者については全額を国が補助し、それ以外の者については2分の1を国が補助する。但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

(※2)

下記①及び②を満たす場合には、保証料率を年0.2%上乗せすることにより、経営者保証を免除する。

- ① 直近の決算書が資産超過であること。
- ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

以上